

第1回個人情報保護政策に関する懇談会（概要）

令和7年9月19日開催

令和7年度テーマ：個人・消費者から信頼を得るための事業者等の自主的取組

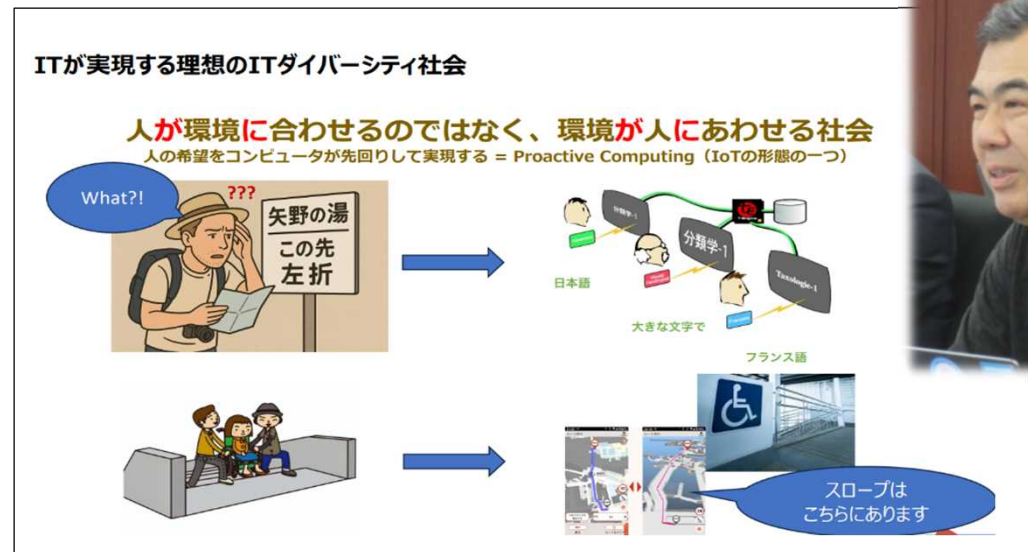
第1回議題：事業者等の自主的取組とそれへのインセンティブ



1 越塚登会員（東京大学大学院情報学環教授）プレゼンテーション 「データ利活用と個人情報保護」①

- 個人情報の保護と利活用について、国民生活が豊かになる正の循環を作ることが重要であり、法制度とともに、制度を利用する国民や産業界の意識が非常に大事である。個人情報の取扱いは、デジタル技術の進展と密に連動することが望ましく、個人情報を保護する技術と悪用する技術の両方が進んでいることを踏まえて議論する必要がある。
- 日本は自律分散型社会・組織であり、現場で共有されたデータをそれぞれが分析判断して自己の振る舞いを決定するガバナンス構造。自己決定が適切に行われるためには、データが手元に共有され、それを利活用することが不可欠。
- ITが実現する理想のITダイバーシティ社会として、人が外部環境に合わせるのではなく、むしろデジタル技術を使って、当該外部環境が個人の特徴や志向・希望に合わせる社会を作っていくことが理想。個人に合わせたサービスを提供するためには、個人のデータが必要となる。

- 例)
- ・ 住民が申請する「申請主義」から、行政側から利用可能なサービスや補助金を通知する「プッシュ型行政」への転換による住民の生活の質の向上（出生・死亡等のライフイベントに伴う手続等）（千葉市等）
 - ・ 電力メーターデータとAIにより、高齢者のフレイル（虚弱）を自動検知（東京大学・三重県の連携等）



1 越塚登会員プレゼンテーション「データ利活用と個人情報保護」②

- データソース（データの生成者・対象者）が実際のデータの制御権をもって管理し、利活用側からは仮想化の技術により一体のデータに見えるという、互いの価値観を両立させる「データスペース」の構想が理想。

データスペースの実装をサポートする技術上の取組として、アルゴリズムエンフォースメント、PETs（プライバシー強化技術）、疑似データ等がある。

- 我が国で個人情報の利活用が消極的な理由として、法制度の内容に加えて、その運用や社会受容性もある。民間では、合法でも消費者が嫌なことはしない、現場で実際に個人情報・データを取り扱う部門で、やってはいけないことがよくわからないなど不確定要素が多く、個人情報担当者になることの「こりごり」感が生まれるとの話がある。

道路交通法と個人情報保護法は似ていると思うが、道路交通は長い歴史で成熟して社会的に受容され、細かくルールも整備されているが、個人情報保護・データ利活用は、歴史が浅く、社会的な受容もまだ途上。

- データが価値を持つ（利活用できる）ためには、データの担保適格性の観点から、安全性・確実性を実現していくことが重要。これらを適正に積み重ねることが情報社会の成熟であり、社会全体を成熟させることが大切。

技術上の様々な取り組み

■ アルゴリズムエンフォースメント (Algorithm Enforcement)

- ▶ やってはいけないことは、できないようにデジタル世界を作り込む（制度をアルゴリズムによって強制する）
- ▶ ex. ブロックチェーン（仕組み上、改ざんができない、など）

■ PET (Privacy Enhancing Technologies)

- ▶ 秘密計算：準同型暗号（暗号したまま演算ができる）、...
- ▶ 秘密分散
- ▶ 匿名化技術
- ▶ 差分プライバシー
- ▶ TEE (Trusted Execution Environment)：タンバリングできないハードウェア
- ▶ MPC (Multi-Party Computation)
- ...

■ 疑似データ (pseudo data)

- ▶ 実データからモデルを作成し、そのモデルを用いてシミュレーションし、その結果をデータ化することで、実データと同じふるまいをする、疑似データ（プライバシーフリー）が生成できる。

まとめ

1. 個人情報の利活用推進の好循環の確立を

- ▶ 個人情報の保護
- ↓
- ▶ 個人情報の利活用
- ↓
- ▶ 国民生活の質の向上

2. 技術の進展との整合性

- ▶ Dataspace
- ▶ アルゴリズム・エンフォースメント
 - ◆ Usage Control
- ▶ PET (Privacy Enhancing Technologies)
 - ◆ 秘密計算：準同型暗号（暗号したまま演算ができる）、...
 - ◆ 秘密分散
 - ◆ TEE
 - ◆ MPC
 - など
- ▶ 疑似データ (Pseudo Data) 等

3. 法制度の運用の強化

- ▶ 不確実性の排除
 - ◆ 何をすればどうなるかが、しっかりと分かる
 - ◆ 国民や事業者からの信頼の醸成
- ▶ 人材育成、事業支援制度強化
- ▶ 他の施策との連携強化
 - ◆ データ利活用、AI、...
 - 等

要検討トピック

- 公益と私益
- 法制度の統合と特例措置
- 便益とリスクのバランス
- ゼロリスク信仰

2 経済界及び地方公共団体からの自主的取組に関する発言①

<経済界>

- 関係者間の意見交換の場を設けて、実質的に活用していくことが重要。政策を議論する上では、実務・実態を踏まえた関係者間での議論が必要。規制強化につながる議論は、実務に大きな影響を与えるので、実態把握・影響分析が大切。真面目な事業者ほど個人情報保護の観点から委縮しがちなので、データ利活用も含めて、やってよいことと悪いことの考え方をきっちりと示すことも重要。

政府全体のデータ戦略・データ利活用の議論を踏まえ、個人情報保護とバランスをとったデータ利活用の促進を期待する。

【関聡司会員（一般社団法人新経済連盟事務局長）】

- 「情報銀行」認定制度は、企業活動を行う中で顧客個人の利益・権利の拡大を図る観点から、包括的に同意を得た顧客のデータ利活用を行う企業を認定（（一社）日本IT団体連盟が認定を実施）する仕組みだが、社会実装よりもルールを先行して認定制度が重くなりすぎた面があり、芳しくない状況。医療・健康等に焦点を移して社会実装を先行させる形で改善を図る。「情報銀行」の認定を受ける企業にデータ倫理審査会を設置することとしているが、各企業がこうした機能を持つことは非常に重要と考えている。

「データ適正消去実行証明書発行」は、パソコンの廃棄時等に個人情報の漏えいが起きないように、（一社）ソフトウェア協会がデータ適正消去実行証明協議会（ADEC）と協力して、データを適正に消去したことを第三者証明する取組。

これらはいわば Before LLM (Large Language Model：大規模言語モデル)の世界であって、LLM が普及していく中で、例えばLLMに学習させるために既に取り込まれてしまっているデータの消去証明をどのようにするかなど、新しい課題もある。

【別所直哉会員（一般社団法人日本IT団体連盟常務理事）】

2 経済界及び地方公共団体からの自主的取組に関する発言②

(つづく)

- 現状の個人情報保護法については、事業者側から見て、規制が保護ありきになり利活用の視点が不足しているのではないかと、規制対応のガバナンスだけでは前向きにならず企業のモチベーション維持が難しい、インターネット・AIの時代に国際ボーダーは薄れてきており国際調和が重要であるとの課題を感じている。
データのガバナンスについては、データを守る仕組みを明確にすることで、企業内でのデータの整理整頓が進み、さらにはデータの品質向上、結果的に利活用の加速につながることから、「保護」と「活用」をセットで考えるルール作りをしてほしい。
- 利活用の視点としては、品質向上・意思決定の高度化につながる社内活用とともに、業界連携・社会課題の解決につながる会社間活用がある。また、リスクゼロ化ではなく、漏えい発生時の重大性把握や迅速な回復といった対応を含めた制度設計が重要。国際調和については、GDPR（General Data Protection Regulation：EU一般データ保護規則）等の海外のデータ規制との調和、セクター別のベストプラクティスの共有や対策を講じている企業の認定制度も検討してほしい。

【村上明子会員（一般社団法人日本経済団体連合会デジタルエコノミー推進委員会企画部会長）】

2 経済界及び地方公共団体からの自主的取組に関する発言③

<地方公共団体>

- 千葉市では、データ利活用の独自の取組として、サービスの受給漏れ防止・市民サービスの向上のために、「あなたが使える制度お知らせサービス」という住民情報を活用したプッシュ型通知（手当の受給や健康診査等の行政サービス（計34制度）について、受給対象となる可能性のある方へ個別にLINE・メールでメッセージ送信するサービス）を実施。利用登録者も1万人を超えている。また、個人情報保護法の行政機関等匿名加工情報制度によるデータ提供（介護関係）も行っている。

個人情報保護については、個人情報の漏えい時には全庁的に対応している。外部へのメール送信で複数の宛先のアドレスをBCCとせずに送信した事例も生じたことから、こうした送信ができないようシステム変更した。

地方公共団体の自主的取組については、インセンティブにより取組の姿勢が変わるというよりは、やってはいけないことやミスの事例、採るべき必要な措置を具体的に示してもらうことで、特に保護の面での取組の厚みが増すと考える。

事業者との関係では、地方公共団体から事業者へ個人情報の処理も含めて業務委託することが増えており、委託先での漏えい防止等の確保が難しい状況にあるが、「あなたが使える制度お知らせサービス」、慎重な対応となりがちな教育委員会でのギガスクール構想推進（デジタル教科書、生成AIアプリを使った英会話教材等）などの新しい行政サービスに支障が生じないように、委託先事業者の自主的な取組の後押しやしっかりとした取組をしている事業者が対外的にわかるような制度としてほしい。

【神谷俊一会員（千葉市長）】



3 主な御意見①

<個人の権利利益保護と個人情報の利活用の両立>

- 民間NPOとして不登校の子ども等を支援するに当たり、学校と福祉の行政間での情報共有や連携が不十分であることも多い。本当に支援を必要とする子どもに支援を届けるために、行政から情報を共有して欲しいが、行政の中では「前例がなく、共有していいのか」という萎縮が起きており、協業が進みにくい。データ利活用は、社会データの効率化や産業振興のためだけでなく、自分で声をあげることができない人々に支援者がアウトリーチするためにも必要なものでもある。「進化する利活用」が進んでいくことを期待する。

【今村久美会員（認定特定非営利活動法人カタリバ代表理事）】

- 基本的なルールメイキングは、法制度でしっかりと定めることが重要。越塚会員のプレゼンテーションにあった道路交通法の話からも、安心できる基本的なルールが設定された上で、事業者が自由なデータ利活用で競争していくことが必要と感じた。

【河村真紀子会員（主婦連合会会長）】

- 技術の発展速度に照らすと、データ施策の検討に当たり、データ処理の適法違法を都度明確化するのは難しいため、規制のサンドボックス※を柔軟に活用していくことが一つの方法となるのではないか。個人情報保護法との関係でも、こうした制度の中で実際の影響を検証して将来的により明確なルールにしていこうという進め方もあるのでは。

※ 新たな技術の実用化やビジネスモデルの実施が、現行規制との関係で困難である場合又は実施可能か必ずしも明確でない場合に、規制官庁の認定を受けた実証を行い、実証により得られた情報やデータを用いて規制の見直しにつなげていく制度

【石川智也会員（西村あさひ法律事務所・外国法共同事業パートナー弁護士）】

- 今年の世界プライバシー会議（GPA: Global Privacy Assembly）年次総会（韓国で開催）は、A I一色であり、エージェントA I等を想定してのリスクは何か、A Iによるイノベーションを社会に還元していくためにパーソナルデータをどう活用したらよいかといった点に議論が集中していた。その対策として、P E T s、合成データ・疑似データへの期待は大きかった。

【小林慎太郎会員（株式会社野村総合研究所I C T・コンテンツ産業コンサルティング部グループマネージャー）】

3 主な御意見②

(つづく)

- EUの場合は、一つの法律だけでなく、GDPRは厳しい規律となっているが、個人情報以外についてはデータ利活用を促進するという方針とセットになっている。日本の場合も、個人情報保護法だけではなく、他の法制度と合わせて議論していくことが必要ではないか。

【富浦英一会員（大妻女子大学データサイエンス学部長（独立行政法人経済産業研究所所長））】

<事業者等のガバナンス強化と組織トップの取組の重要性>

- 現在まで個人情報保護の文脈で技術として議論されたポイントは「安全管理」と「個人識別性」の2点だと思う。「安全管理」は広い意味でのアクセス制限が中心的な概念であり、越塚会員のプレゼンテーションにあったデータスペースも暗号・認証、サイバーセキュリティ、委託先管理等のアクセス管理の方法が整理整頓されたものと認識している。「個人識別性」は、AI時代になって再整理が必要となってきたと思う。PETsは事業者目線ではデータ処理の工夫ができるという特徴がある。事業者が取り得る工夫は加点要素になると思う。技術的工夫に関する環境整備が必要。

【高橋克巳会員（NTT社会情報研究所主席研究員）】

- PETs、合成データ・疑似データ等の技術は、AI活用時の対策としても期待が大きいですが、誰がどういう仕組みで使うのかが重要であり、これがガバナンスや事業者の自主的な取組につながってくる。企業におけるプライバシー責任者（CPO）の大半がAIの任務も兼ねていると聞き、個人情報の担当者・責任者はAIについても重要なミッションを負っている。

【小林慎太郎会員（株式会社野村総合研究所ICT・コンテンツ産業コンサルティング部グループマネージャー）】

- 現状では漏えいの話にフォーカスが当たりすぎているように感じる。プライバシー侵害、識別性リスク、差別的な取扱いのリスクを気にしている。適正利用や社会的受容性の確保との関係では、PIA(Privacy Impact Assessment：プライバシー影響評価)が非常に重要で有効な取組と考えている。また、認証というと、安全管理措置等の企業の体制に目が行きがちだが、EUの認証制度はデータ処理ごとに見て、審査項目の一定水準を満たせば認証されるもの。

【石川智也会員（西村あさひ法律事務所・外国法共同事業パートナー弁護士）】

3 主な御意見③

(つづく)

- 日本の個人情報保護法はEUのGDPR等と比較して厳格な訳ではなく、そんなに厳しい制裁が個人情報保護委員会から来る訳ではない。結局、個人情報の保護は企業の経営層の判断に依存しており、企業の考え方が重要。教育委員会が保守的という話があったが、教育長や教育委員の任命権は首長にあり、データ利活用を進めたければ、それに積極的な人材を据えるということもある。自治体においてもトップ層の考え方が重要。

【曾我部真裕会員（京都大学大学院法学研究科教授）】

<事後対応の重要性>

- 悪質事業者からうっかりの事業者まで、何か起きた後にすぐに発表して是正した、行政の反応に対応した、消費者を救済したといったように、事後の振る舞いによって規律にグラデーションを付けていくことは大いにあり得るのではないか。

【河村真紀子会員（主婦連合会会長）】



3 主な御意見④

<事業者等が信頼される主体となる必要性>

- 技術上の様々な取組により、プライバシーが覗かれている訳でも、どこかに持っていかれる訳でもないということがわかったと、とても安心感がある。私たちは悪いことはしませんから信頼してくださいと言われるだけでは、全く安心感はない。他方、技術に頼っていくにしても、私たち個人のプライバシーが守られていることについて透明性や納得感がなければならない。デジタル化により、高齢者や障がい者だけでなく、消費者個人は誰もが多様なぜい弱性を有するというように、消費者のぜい弱性についての捉え方が変化してきている。

【河村真紀子会員（主婦連合会会長）】

- 消費者には、残念ながら企業や行政の努力の取組がストレートに伝わっておらず、知られていないと思う。多くの消費者は、データ利活用による直接の利便性は理解できるが、それ以外の利便性や効用は実感できず、信頼できる仕組みに出会いたいという状況にあると思う。

消費者は、自らの信用情報等を事業者等に多数取得・利用され、不公平と感じている方は少なくない。企業や行政は、消費者が不満や不信を持っていることを前提として、消費者に対し、どのようなデータを何のために収集・利用・保存しているか、質問窓口の存在を含めてわかりやすく説明して公表することが必要。企業には、消費者に対する説明責任を果たすことは必要な投資であると考えていただきたい。PIA、PETs等の手法も消費者として大歓迎である。

【丹野美絵子会員（元個人情報保護委員会委員長（公益社団法人全国消費生活相談員協会参与））】

- 社会的受容性は極めて重要で大きな影響力を持っていると思うが、固定的でも一様でもない。例えば、ビッグテック企業のデータ利用に文句を言う人はほとんどいないし、ポイントサービスは広く使われている。消費者にとって利便性があれば受け入れられやすく、社会的な受入れに足るメリットを提供することが企業にとっては重要。

【曾我部真裕会員（京都大学大学院法学研究科教授）】

3 主な御意見⑤

<事業者等の自主的取組等のメリットの明確化>

- 事業者等においては、実態としては、炎上を防止したいといったネガティブなインセンティブが、プライバシーガバナンスに取り組むモチベーションとなっているところがある。プライバシー概念は多義的多面的で現場レベルの具体的業務にまで適切に落とし込むのは難しいが、明確なメリットがあることが重要なインセンティブになる。第三者の認定・認証制度はうまく使えば有効な装置となるが、社会的信頼を得て普及できるかが課題となってくる。個人情報保護法の運用において、曖昧な論点の判定に、お墨付きがあるような制度や運用があるとインセンティブになる。プリンシプルベース（抽象的な原理・原則に基づく）の規律が増えてきているが、具体的にどういう取組をすると加点要素になるかをガイドライン等で示してはどうか。仮に課徴金が導入される場面において、こういうことをやっていれば減額要素になるといった制度設計があってもよい。

【岡田淳会員（森・濱田松本法律事務所外国法共同事業パートナー弁護士）】

- EUでは認証（前述のとおり、認証の対象は個人情報管理体制ではなく、データ処理ごとであることに留意）を取得していれば課徴金の軽減があるが、課徴金以外にも事業者への認証のメリットは検討できると思う。

【石川智也会員（西村あさひ法律事務所・外国法共同事業パートナー弁護士）】

- インセンティブは、各主体が合理的にコストベネフィット、メリット・デメリットを比較できることが前提となるものであり、メリットがよくわからない、コストやリスクが評価できないといった状態でインセンティブを多少与えても行動変容ができるのかというのは重要な点。特に行政機関は、コストベネフィットの評価が民間企業と違うため、相当な仕組みの変更を伴わなければ、行動変容するケースが出てこないということを考えなくてはいけない。リスクが評価できない不確定要素として、解釈や運用がはっきりしないといった点について情報提供があれば、そういった状況は多少改善するところもあると思う。

【富浦英一会員（大妻女子大学データサイエンス学部長（独立行政法人経済産業研究所所長））】

4 穴戸常寿会長（個人情報保護委員会非常勤委員（東京大学大学院法学政治学研究科教授））総括

- 越塚会員のプレゼンテーションにおいて、個人情報の利活用が求められる意義について、社会的課題の解決という社会全体の利益に加え、情報提供する個人の利益につながる点が指摘され、多くの会員から共感が得られた。また、データを利活用する事業者等のガバナンス強化と組織トップの取組の重要性についても御指摘をいただいた。
- LLM、エージェントAI等の発展も見据えると、今後の個人情報の利活用はゼロリスクでは議論できず、そうした中でイノベーションと個人の権利利益保護の両立を図っていかなければならないという点が共有された。また、複数の企業間、あるいは行政と企業の間でのデータ利活用による価値創造も期待されるが、こうした多機関連携あるいは官民連携のケースや地方公共団体等が委託事業者を活用する場面も含めて、事業者等が信頼される主体となっていく必要がある。
- 事業者等の自主的取組を促進していくためには、取組によるメリットを明確にする制度面の工夫・文化面での気運の醸成が重要。また、PETs、疑似データ・合成データ等の個人識別性を下げるテクノロジーの活用メリットも、社会に向けてわかりやすく説明し、理解を得ていくことが重要である。
- 個人情報の漏えい時に、漏えい報告という法的義務の履行ばかりに力点が置かれてきたが、事後に事業者等が個人にしっかりと説明し、対応することがまさに信頼回復につながるものであり、そのためのルール作りや運用合理化への期待に関する御意見があった。
- 事業者等と個人・消費者との信頼の醸成には、歩み寄って意味のあるコミュニケーションができることが重要であることを改めて認識した。対話のあり方について、懇談会の場でさらに様々な知恵を出していただき、信頼の醸成につなげていきたい。

